

日教組香川

2023.12



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

県教委交渉 働き方改革をどこまで進められるのか

業務の適正化と人員増を

11月8日(水)、日教組香川は、香川県教育委員会と教職員の賃金・労働条件、人事異動等に関する秋季要求に関して交渉を行いました。参加は、日教組香川から嶋村執行委員長と沢地書記長、県教委からは淀谷新県教育長他16人が出席しました。

今回は、県人事委員会の報告と勧告を踏まえた教職員の賃金水準の引き上げ、人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認、そして、

中教審の「教師を取り巻く環境整備について緊急的にとりくむべき施策(提言)」とこの提言を受けての「取組の徹底等について(通知)」をもとにした働き方改革を主な交渉事項としました。

教育長からは「業務の適正化と人員の増員が大切と考えている」等の回答がありました。

嶋村日教組香川委員長(左)と淀谷県教育長

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない

全国で一番なかまの多い日教組香川へ

日教組香川

HP



Instagram



Facebook



日教組

公式LINE



好評連載中

6面

授業で使える小技や小ネタ

石原 清貴(元小学校教員)

応援企画

8面

香川レインボー映画祭

12月2日(土)11:00~15:30

交渉の概要

「人事委員会勧告を尊重するということを基本として」

日教組香川「『令和5年香川県人事委員会報告と勧告』を踏まえ、教職員の賃金水準の引き上げを行うこと。今後も賃金カットを行わないように努力すること」

県教委「職員の給与改定については、人事委員会の勧告を尊重するということを基本として対応すべきものと考えている」

日教組香川「賃金の決定にあたっては、日教組香川と十分な協議を行うこと」

県教委「給与に関する協議についても適切に対応したいと考えている」

日教組香川「成績主義、競争原理にもとづかない昇給制度や勤勉手当を確立すること」

県教委「給与に関する協議についても適切に対応したいと考えている。なお、同勧告を踏まえ、昇給及び勤勉手当に勤務実績を反映させているところである」

「高齢者のモチベーションをための運用改善、教員も同様」

日教組香川「知事部局と県職連合の妥結内容で16日の給与改定説明に提案し、合意するつもりなのか」

県教委「知事部局と県職連合の妥結、ならびに香川県人事委員会報勧告を踏まえ、知事部局との均衡で考えていきたい」

日教組香川「55歳昇給停止に伴い、高齢者のモチベーションをための運用改善として、県職連合には、56歳になる年度の1月に1号アップで提案がある。教育委員会関係も、妥結した場合はその提案があると考えていいか」

県教委「教員についても同様な取り扱いを行う」

「人事異動については、本人の事情等も考慮」

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重した人事異動を行うこと」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「本人の希望を十分に尊重するため、県下全教職員（県立学校も含む）に対して管理訪問を行うこと」

県教委「原則として、同一校勤務3年以上の者を人事異動の対象としており、人事面談もそれにあわせて原則3年以上の者としているが、特別に希望する場合はこの限りではない」

日教組香川「希望にそぐわない人事異動後のモチベーションを保つために「内示→苦情処理→発表」のシステムに変更すること」

県教委「人事異動のシステムについて、変更の予定はない。作業を早めることはできない。他県の動向を注視したい」

日教組香川「『公立学校教職員人事異動基本方針』『基本的な考え方』が、確実に教職員一人ひとりに行き渡るよう、市町教育委員会関係者に周知、指導すること」

県教委「人事異動に関して、『公立学校教職員人事異動基本方針』『基本的な考え方』が、確実に教職員一人ひとりに行き渡るよう、これまでも教育長会において依頼しているが、さらなる徹底に努めたい」

日教組香川「さらに、教職員調査表の表面の希望事項や裏面の申告が、確実に県教委、各教育事務所で把握できるようにすること」

県教委「教職員調査票の提出については、両面コピーしたもの3部を封筒に入れて厳封し、校長に提出する。市町（学校組合）教育委員会教育長が開封し、1部を市町（学校組合）教育委員会で保管、残りは県教育委員会に送付する」

日教組香川「県立学校に面接制度の導入は考えないのか」

県教委「県立学校において管理訪問を行うことは困難である。本人の希望については、教職員調査票によるほか、校長を通じて、十分に把握できるよう努めている。個別に聞いて、県全体の人事異動にもっていくのは難しい。調査票は、管理職に目に入らない形でコメントを書ける」

「最終目標は、時間外勤務0時間」

日教組香川「改めて、教職員の働き方改革プランの最終目標は、時間外勤務0時間でいいか」

県教委「そうである」

「データの虚偽記載・改ざんは処分対象」

日教組香川「データの虚偽記載・改ざんに関して、文科省は『万が一校長などが虚偽の記録を残させるようなことがあった場合については、状況によっては信用失墜行為として処分の対象にもなりうる』と回答している。県教委としてもその認識でいいか」

県教委「そうである」

「「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底」

日教組香川「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底する取組するため、県教委として予算措置等主体的な役目を果たすこと。また、市町教委へ徹底通知を出すこと。

県教委「「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するために、国、都道府県、市町村、各学校などそれぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことが大切であると考えている。国からの通知は、機会を捉えて市町（学校組合）教育委員会への周知徹底に努めている。今後とも、支援スタッフの配置を促し、教員が児童生徒の指導に一層専念できる環境づくりに努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい」

「国として、1086時間以上は上回らない」

日教組香川「授業時数の実態把握をすること。また、標準授業時数を大幅に上回らないように市町教委を指導助言すること」

県教委「授業時数の適正化に向け、市町教育委員会と連携して参りたい。

日教組香川「県教委として大幅に上回らない基準はあるのか」

県教委「県としての基準はないが、国として、1086時間以上は上回らないとしている。市町教委に調査をするよう依頼している」

日教組香川「職場復帰プログラムの内容を個々の状況に応じて運用する予定はあるのか」

県教委「職場復帰プログラムについて、特別な事情と認められる場合はプログラムの実施方法等を個別に検討することとする」

日教組香川「県立学校においても在校等時間の客観的把握の推進すること。また、県下全教職員（県立学校も含む）

の在校等時間の客観的把握ができるシステムを構築すること」

県教委「県立学校においては、教育職員が在校している時間をパソコンの電源ON/OFFの記録等により客観的に計測することとし、校外において職務に従事している時間についても、出張復命書や部活動指導記録簿などできる限り客観的な方法により計測することとしている」

「香川型指導体制整備で学級担任の持ち時間の縮減や業務負担の軽減」

日教組香川「県下全教職員（県立学校も含む）のコマ数を調査、集計し明らかにすること。そして、小学校20コマ以下、中学校18コマ以下、高等学校16コマ以下、特別支援学校は上記の校種でのコマ数になるよう人員配置をすること」
県教委「要望として伺っておく。小・中学校においては、令和3年度から「小・中学校における35人学級の実施」、「小学校高学年における教科担任制の拡充」を2つの柱とする新しい指導体制を実施しているところである。こうした指導体制の整備は、教員がゆとりを持って教育活動の充実を図るとともに、学級担任の持ち時間の縮減や業務負担の軽減など、教員の働き方改革にもつながるものと考えている。日教組香川「支援スタッフの充実が図られるよう県としての予算措置をすること」

日教組香川「教師のなり手確保の観点から、教職員の採用には講師経験を優遇すること」

県教委「講師の経験を考慮する観点から、小学校及び中学校の本県講師を対象とした特別選考を実施している」

「部活動改革を推進していきたい」

日教組香川「部活動の地域移行について、社会教育の基盤整備のための財源を十分に確保し、自治体への継続的な財政支援等を引き続き行うこと。また「兼職兼業」の制度づくり等の課題については、改定されたガイドラインにもとづき、子どもや教職員等のいのち、健康、人権を守るものとなるように適切な措置を講ずること」

県教委「県では、昨年度3月に、これまでの部活動ガイドラインを廃止し、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現に向け、学校部活動の適切な運営に加え、部活動改革に対する考え方等を示した新しいガイドラインを作成した。今後は、引き続き国の委託を受け、部活動の地域移行に係る実証事業を実施し、これらの取組みを県内に普及するなどして、部活動改革を推進していきたい」

「標準的職務内容と校務運営への参画の拡大を盛り込んだ通知を发出」

日教組香川「学校事務職員への権限移譲を進め、学校事務職員の拡充や職務の明確化、統一システムによる標準化・効率化を行うこと」

県教委「学校事務職員への権限移譲及び職務の明確化については、標準的職務内容と校務運営への参画の拡大を盛り込んだ通知を发出するとともに、令和5年2月の市町教育長会議においても重ねて説明を行った。統一システムについては、県が導入している総務事務システムをモデル市町に導入し、効率化の検証を行う「総務事務システムモデル実証事業」を実施している」

日教組香川「学校事務職員の賃金に関して、知事部局の一般行政職と格差があることから、均一に運用改善をし、格差をなくすこと」

県教委「学校事務職員の給与制度については、知事部局と



県教委交渉の様子

の均衡を基本として運用している」

日教組香川「学校事務職員のキャリアアップを目的とした、研修・昇給昇格制度を確立すること」

県教委「事務職員のキャリアアップについては、令和4年3月に、香川県市町立小中学校事務職員人材育成方針を策定し、計画的な研修を実施することとしている」

日教組香川「県立諸学校と市町立小中学校の学校事務職員の業務量格差の是正を行うこと」

県教委「事務職員の業務量については、学校規模、事務職員数、事務職員の職責や経験年数、地域の実情等を考慮し、執務可能な職務内容となるよう各学校において配慮することとしている」

日教組香川「学校事務職員において、30歳以上の臨時・非常勤学校事務職員に、正規職員への道を拡大すること」

県教委「職務経験者型採用選考試験の採用予定人数については、大学卒業程度、高校卒業程度の採用試験の人数と合わせて必要な数を検討している」

「臨時・非常勤講師任用期間終了後、すみやかに次の配置」

日教組香川「現在の学校教育に不可欠な臨時・非常勤教職員が、不安定な雇用状況にあることを認識し、継続的な任用に努力すること」

県教委「臨時・非常勤講師については、任用期間終了後、すみやかに次の配置を行い、円滑に継続して雇用をしている。臨時・非常勤講師本人の希望をていねいに聴取し、本人の状況に合わせて適切な配置をしている」

日教組香川「学校現場に必要な配置ができるよう、さらに雇用条件の改善を行うこと」

県教委「常勤講師の雇用条件、とりわけ給与面については、財政部局との協議が整い、令和2年度から初任給の上限を段階的に廃止するなどの改善を行ったところであり、今後も本県の財政状況を踏まえつつ、他の都道府県の動向等にも留意しながら検討してまいりたい。令和2年度から導入した会計年度任用制度では、非常勤職員に地域手当や期末手当などの諸手当を支給することとしており、給与面で一定の処遇改善が図られたものと認識している。なお、令和5年度から非常勤講師及び時間講師の報酬の引上げを行うとともに、期末手当の支給割合も年間0.05月分引き上げたところである」

「職場で不妊治療をしている教職員に対して十分な配慮」

日教組香川「長期間の不妊治療が可能となるようさらに休暇を延長し、1年間とすること」

県教委「職員の給与等に関する報告と勧告（令和3年10月香川県人事委員会）の趣旨を踏まえ、令和4年1月1日から不妊治療休暇の取得可能日数を年6日から年10日に拡充

したところである」

日教組香川「職場で不妊治療をしている教職員に対して、十分な配慮をするよう、市町教育委員会や校長を指導すること」

県教委「不妊症の治療について、相談があったことや相談内容について、養護教諭等を窓口とするなど休暇申請に係る管理職への事前相談についても教職員のプライバシーに十分配慮するよう周知している」

「すべての教職員が『みんなですすめる人権・同和教育』を持つ」

日教組香川『みんなですすめる人権・同和教育』（改訂版）を一人一冊携帯することや、校内研修等で活用するよう周知・徹底し、人権・同和教育の充実をさらに進めること」
県教委「人権・同和教育教職員ハンドブック「『みんなですすめる人権・同和教育』の改訂版は、令和3年4月に公立小・中・高等学校・特別支援学校のすべての管理職及び教諭、養護教諭へ配付し、令和4年度以降についても、初任者研修会にて全初任者へ配付することで、県内すべての教職員が持てるようにしており、個人持ち資料として保有・活用していただくようお願いしている。7月28日に県内の公立全学校長あてに「人権・同和教育教職員ハンドブック『みんなですすめる人権・同和教育』の教職員研修における積極的な活用について」を昨年度各校で実施された活用実践例とともに送付し、教職員研修の充実を図るよう依頼した。送付文書の中に、ハンドブックが個人で所有・管理するものであり、異動の際には各自が転出先に持参することを記載している。また現在講師については県教委HPからのダウンロードで対応してもらっているが、今後は講師分を学校に保管するなど、すべての教職員が1冊携帯できるように考えていきたい。7月に開催した「人権・同和教育主任夏期研修会」や指導主事を学校等へ派遣する「人権・同和教育出前講座」等、様々な機会をとらえて『みんなですすめる人権・同和教育』の積極的な活用を促している。今年度は、実際にハンドブックを活用した研修を実施している。「みんなですすめる人権・同和教育」と併せて、人権・同和問題学習の授業づくりを詳しく説明した「人権・同和問題学習教職員リーフレット」も作成・配付しており、これらの資料は、多様な活用ができるように、県教委のホームページにも掲載している。2つの資料に加え、毎年小学6年保護者用に配布したリーフレット「子どもの笑顔とともに」等、様々な資料や手法を使いながら引き続き本県の人権な資料や手法を使いながら引き続き本県の人権・同和教育の充実に力を入れていきたい」

「教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる学びの場の整備」

日教組香川「すべての子どもや保護者のニーズにあった「インクルーシブ教育」を推進すること」

県教委「「インクルーシブ教育」の推進について、県教育委員会では、「障害のある子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」という最も本質的な視点に立ちながら、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができる条件整備に引き続き努めるとともに、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、その時点の子どものための教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる学びの場の整備に取り組んでいるところである」

日教組香川「小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に行うこと」

県教委「特別支援教育に関する理解の促進と専門性の向上の観点を踏まえ、小・中学校と特別支援学校との人事交流を進めていきたいと考えている」

日教組香川「通級学級を増設し、待機児童の解消を行うこと」

県教委「市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めており、今年度は、県の単独予算措置による加配2校を含め、小学校4校、中学校2校を増設し、設置校は44校で、通級による指導担当教員を少なくとも1名ずつ配置している」

日教組香川「文科省「特別支援学級及び通級による適切な運用について（通知）」及び県教委「特別支援学級及び通級による適切な運用について（通知）」の運用実施にあたっては、通常学級で学ぶ子の教育的ニーズに十分にこたえられるよう県教委として予算の充実を図るとともに、市町教委にも予算の充実を図るよう要望すること。そして、通常学級で学びたいという保護者や子どもたちの希望を最優先すること。

県教委「学校の実情に応じた教員の適正な配置に努め、特別支援教育の充実のために、国に対し、必要な財源措置を要望してまいりたい」

「ハラスメント、管理監督者が適切に対応するよう、引き続き指導」

日教組香川「さらに、県教委として安心・安全に働ける職場になるように改善方策を指導すること」

県教委「ハラスメントに関する問題が生じた場合は、管理職等の管理監督者が、市町教委との連携のもと、調査を含め適切に対応していると認識している。また、県教委は、ハラスメントに関する調査が報告されれば、これまでも適切な対応をするよう努めてきた。いずれにしても、ハラスメントは初動対応が大事であり、まずは管理監督者が適切に対応するよう、引き続き指導してまいりたい。なお、事実が確認できなかった場合も含めて、ハラスメントが疑われるような事案が生じた場合には、ハラスメントに関する方針を改めて周知・啓発すること等により、再発防止に向けた措置を講じる必要があると考えている」

日教組香川「そして、パワハラに関しての懲戒処分規定をつくること」

県教委「令和2年6月1日教総第2969号教育長通知において、「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する方針」を策定し、当該指針において、パワー・ハラスメントに関する懲戒処分は、ハラスメントに関する懲戒処分は、人事院の「懲戒処分の指針について（平成12年3月31日職職-68）」に準じて行うものとする旨規定している」

「教員採用については、計画的な採用に努めている」

日教組香川「定年引上げに関して起こる採用に関して、文科省に特例定員としての加配教員を要望し、計画的な採用に努めること」

県教委「教員採用については、計画的な採用に努めている」

淀谷教育長「日頃から、市町教委との意見交換をしていかないと動いていかないと感じる。今後は、市町教委連携をもっととっていきたい。また、業務の適正化と人員の増員が大切と考えているので、ともに頑張っていきたい」

教職員定数改善・ 教職員の働き方改革を求めて

11月14日(火)、教職員定数改善・教職員の働き方改革を求める日教組中央行動として、国会議員要請行動を行いました。日教組香川からは嶋村執行委員長が参加し、香川県選出の国会議員6氏、小川淳也(立憲)、玉木雄一郎(国民)、大野敬太郎、平井卓也、磯崎仁彦、三宅伸吾(自民)に要請活動を行いました。

また、その後、日教組が加盟する「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会（通称：子ども支援連絡会）」が全国集会を開催しました。文科大臣をはじめとした文科省政務三役と国会議員の他、教職員・教育関係者など参加者は約280人でした。

参加者を前に、盛山正仁文部科学

大臣をはじめ、自民党・公明党・立憲民主党・国民民主党から代表して参加した国会議員が挨拶されました。

集会では、持続可能な学校にむけ働き方改革の推進をはじめとした環境整備が必要であるとし、中学校・高等学校も含めた少人数学級の計画的な整備をはかるとともに、小学校高学年の教科担任制の推進のため教職員定数の改善を行うことなどの、アピールが採択されました。そして、教育関係団体として国会議員など各方面に要望活動を行うことを確認して、集会を終えました。

子供たち一人一人に対するきめ細かな教育の実現と学校における働き方改革の推進等を求めるアピール

次代を担う子供たちの健やかな成長は、すべての大人たちの願いです。子供たちが全国どこに生まれ、どんな家庭環境で育ったとしても、等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、私たち大人、そして国の責務です。

すべての子供たちの豊かな育ちと学びを保障するためには、学校の指導・運営体制の充実やICT教育環境の整備等、新しい時代の学びの環境整備を進めることが不可欠です。

とりわけ、勤務実態調査で明らかになった長時間勤務の実態やいわゆる「教員不足」の発生など、教員を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、持続可能な学校の指導・運営体制の構築に向け、学校における働き方改革の推進をはじめとした教員を支える環境整備により、教職の魅力を向上させ、教員に優れた人材を確保することは急務となっています。

政府においても、骨太方針2023の中で、「働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一體的に進める。」との方向性を打ち出しているところであり、スピード感をもった改革を強く期待しています。

以上のことを踏まえ、私たちは日本のすべての人々に、次の事項の実現を強くアピールします

一、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、中学校・高等学校も含めた少人数学級の計画的な整備を図るとともに、教科指導の専門性を持った教員による小学校高学年の教科担任制の推進などに向け、教職員定数の速やかな改善を行うこと。

一、右の定数改善に加え、教員業務支援員の全校配置をはじめとする支援スタッフの充実や学校マネジメント体制の強化により、教員が教員でなければできないことに全力投球できる環境を整備すること。また、いじめ、不登校などの深刻な状況を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談事業など教育相談体制を充実すること。

一、意欲と情熱をもつて教育に取り組み優れた教職員を確保するため、人材確保法の趣旨や昨年度実施した勤務実態調査の結果等を踏まえた教員の処遇改善に努めるとともに、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、地方財政を圧迫し、人材確保に支障を生じたり、地域間格差が生じたりすることのないよう、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を行うこと。

一、一人一台端末環境における本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、すべての子供たちの学びを保障し、より一層質の高い教育を実現するため、運用面への支援も含めた学校のICT環境の整備充実を進めること。

一、教育投資は未来の日本への先行投資であり、国の最重要事項であることから、右に掲げる諸方策の害現にあたっては、既存の教育予算の削減や付け替え等によるのではなく、計画的・安定的な財源確保を行ふこと。

令和五年十一月十四日

子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会

日本「八國團體」日本教育會 全都市町村教育委員會連合會 全國都市教育協議會 中核市教育長會
全國連立教育長會 全國連立學校校長會 全日本公立學校校長會 全國特別支援學校校長會
全國建教協會 全國通商學校協會 全國公立學校頭會 全國特別支援教育推進連盟 全國各地教育研究連盟
日連共友會 全國養護學校校長協會 全國公立小中特殊教育職員研究會 全國校長聚友協會 日本教職組合
全日本教職員連盟 日本通商學校教職員組合 全國教育指導員團體協議會

競争から共生へ ～秋田でのシンポジウム～

11月3～4日、日教組は、秋田で、第33回日教組人権教育実践交流集会を開催しました。

全体会のシンポジウムでは、テーマを「競争・統制から共生へ～不登校・安心できる学校・子どもの権利から～」とし、池田賢市(中央大学)、水野佐知子(中央大学)、秋田県小学校教員、地域・保護者の方々と、今の学校の現状を明らかにし、今後の

学校像を考えました。

また、4分科会〈憲法・子どもの権利条約と人権教育〉〈部落問題学習のとりくみ〉〈ジェンダーと人権教育〉〈インクルーシブ教育〉を開催し、嶋村執行委員長が〈憲法・子どもの権利条約と人権教育〉の司会を務めました、また、日教組香川から他1名が参加しました。

私は、第1分科会「憲法・子どもの権利条約と人権教育」に参加し、北海道の「子どもの権利条約」に、山口の「同和教員」を基盤にした学級経営の報告を通じて、改めて教育実践の中で、「子どもの権利と人権教育」を中心に据えることの大切さを確認しました。



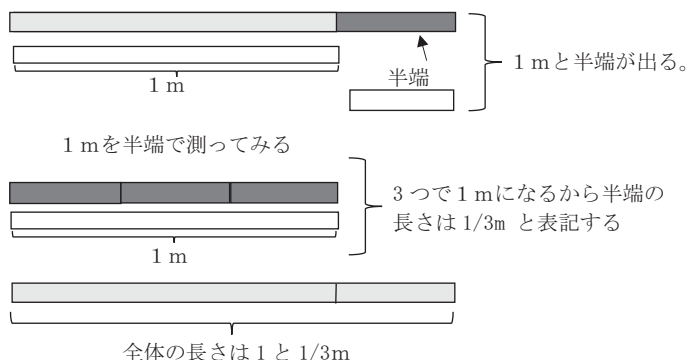
授業で使える小技や小ネタ④3(分数の秘密)

石原清貴(元小学校教員)

・異分母分数の加減

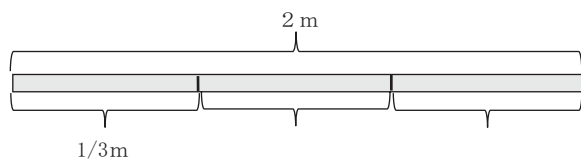
5年生の異分母分数の加減計算は通分して計算することさえ分かればそんなに難しいわけではありません。ところが異分母分数が帯分数どうしになると、たちまちパニックに陥る子がでてきます。例えば、 2 と $3/4 - 1$ と $2/3$ という問題だと、<どちらも仮分数にして計算する場合>と<整数部分と分数部分に分けて計算する場合>があります。帯分数を仮分数にすることができない子、あるいは、帯分数を整数部分と真分数部分に分けて計算することに違和感を覚える子もいるためです。

実は分数の本来の姿は「帯分数」なのです。なぜかというとな分数は1単位を基準として対象を測定した際に現れる半端な量のあらわし方として登場してきた数だからです。



分数の生い立ちや原理から考えると「 1 と $1/3$ m」という帯分数が基本です。こういった量に基づく分数(量分数)指導では帯分数→真分数→仮分数の順に教えるほうが分かりやすいのです。教科書では1より小さい分数「真分数」を基本形として扱うようになっています。このやり方は分数の分割操作(いくつに分けたいくつ分)が強調されることになり分数を割合的にとらえるようになる危険性があります。量を表す分数と割合を表す分数の違いがはっきりと理解でき2つの分数を使いこなせるようになるためには、まず量を表す分数をしっかりと教え、そのあとから分割操作を起点にして分数倍(割合操作)を教えるようにすべきなのです。

ところが、現行の教科書では2年生から分割操作から分数概念を導入しています。その結果大学生になっても「 2 mのロープを3つに分けた一つ分の長さは何?」と聞かれると何の疑いもなく $1/3$ mと答えるような事例が出現する結果をもたらすのです。



にわかには信じがたい話ですが、私が昔北海道大学で講座を開いたときに、会場にいた北大生が答えた回答だったのです。

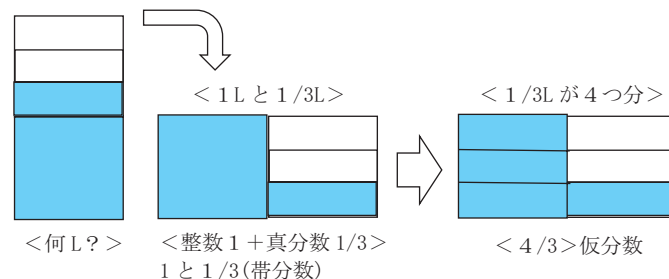
分数の教え方は本当に難しいのです。

さて、先に書いたように分母の異なる帯分数の加減の指導が大変だというのは、量扱う分数指導が十分に行われていないことに起因しているからです。特に4年生の段階での指導にかなり問題があります。教科書では分数数直線を使い1より小さい分数を「真分数」、1より大きい分数を「仮分数」と教えておいてそれから1より大きい分数は整数と分数の和「帯分数」と呼ぶという指導になっています。

何がまずいのかということ一つはこれらの分数の違いを数直線上だけで教え、具体的な量と対応させていない点です。もう一つは真分数→仮分数→帯分数という流れになっていることです。

量扱きの分数指導は小学生には性急すぎます。量に基づいて教えないと納得できない子がたくさんいるのは算数すべての指導に付きまとう宿命です。また、量に基づく指導は帯分数から教えないとすっきりと理解されないのです。量をメインにした分数指導は次のようになります。

・帯分数と仮分数の変換指導(液量を使う)

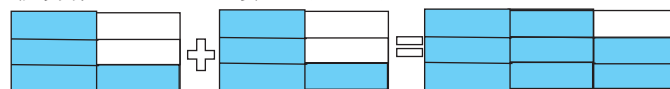


帯分数の足し算

$$1\text{と}1/3 + 1\text{と}1/3 = 2\text{と}2/3$$



<仮分数にして足し算> $4/3 + 4/3 = 8/3$



4年の段階でこういった指導を受けていれば5年や6年の分数の計算の理解もそんなに難しくはないはずです。それからもう一つ気になることがあります。それは帯分数の軽視です。例えば次のような計算例が教科書に載っています。

$$1\text{と}2/5 + 4/5 = 7/5 + 4/5 = 11/5$$

つまり仮分数に直して計算した場合の答えは仮分数のままでいいという教え方です。 $11/5$ という仮分数のままではその大きさのイメージが分からないままになります。帯分数に直した方がいいのでは?

気持ちよく 安心して 働けていますか？
JTU-カフェ&電話相談会

Open→ 12月14日(木)18:30~20:00

@ 日教組香川事務所(高松市中野町 15-24 佐藤ビル1F)

3年ぶりに【JTU-カフェ】を Open しています！

飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。

組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代 500 円いただきます。

引き続き電話・FAX でのご相談も引き続き承ります。

TEL: 0120-27-5925 FAX: 087-802-1642

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になること
 など、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床
 心理士が対応させていただきます。

総合共済

月掛金900円

契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

たとえばこんなとき、自転車で他人にケガを負わせてしまったら？



日常の
生活で

「個人賠償責任補償」が
あなたとご家族を守ります



お子さまが
通学中に

「教職員賠償責任補償」が
あなたを守ります

家庭訪問
中に

総合共済は
「自転車保険」としても
ご利用いただけます！

総合共済なら、日常の賠償事故も
業務中の賠償事故も
最高 3,000 万円まで補償！

それ以外にも
役立つ補償が10種類
ついています！

※総合共済は、教職員共済の「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の
 「傷害総合保険」「業務過誤賠償責任保険」を組み合わせたものです。
 ※この広告は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレット
 および重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

承19-企-25(1910) SJNK19-08956(2019.11.01)

資料請求はこちらから
スマホからもカンタンです！



教職員共済

Q 検索

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館

電話 0120-27-8140 FAX 0800-200-2207

日教組香川応援企画



LGBTQ+をテーマにした映画祭

 ▲かがわ文化芸術祭2023参加行事
 じんけんフェスタ2023共催行事

香川レインボー映画祭

今年も性とライフスタイルの多様性をテーマに、厳選作品を上映！

と き 2023年12月2日土 11:00 ~ 15:30

 会 場 高松市丸亀町レッツホール内
 カルチャールーム

上映作品


ラブレター・オン・ザ・ハム



自分らしく生きる。

ふたつの遺影



Veils



カツクノキヨリ



I am me



パンプキン

●プログラム 1回目上映 11:00 ~ 監督トークタイム 12:20 ~ 2回目上映 14:00 ~

・通し券…1,500円・映画祭へのカンパ用チケット…500円

 同URL→<https://19th-krff.peatix.com/> で購入できます。当日会場では現金でのみ購入が可能です。


12月2日(土) 15:00まではPeatixにて購入できます。チケットをお申し込みする際に、Peatixのアカウントを作成するか、X(旧Twitter)/Facebook/Google/Apple アカウントでログインしてください。お支払いは各種クレジットカード、コンビニ・ATM(ペイジー)・Paypalがお使いいただけます。

※コンビニ/ATMでのお支払いは、12月1日で締め切られます。

主催 香川レインボー映画祭実行委員会

共催 香川県



香川レインボー映画祭

検索

香川レインボー映画祭オフィシャルサイト

www.kagawa-rff.org
